

著作権法は真に著作者フレンドリーか?

井奈波 朋子 (弁護士・弁理士)

『著作権法逐条講義』(加戸守行著)という本があります。この本は現行著作権法の起草者により昭和49年(1974年)初版発行より9度改訂され、現在も販売されています。当時の文化庁著作権課加戸守行課長が新法となる著作権法の解説をしています。45年前から時代の変化にあわせ改訂している著作権法が、はたして文化の向上に貢献したか、ひとびとの考え方に変化があったのか、検証する時期に来ていると思います。そのような考えから、今回はフランスの著作権法を学ばれた井奈波朋子弁護士に、わが国の著作権法および実務で配慮が不足していると思われる点について執筆していただきました。(著作権委員会)

1 はじめに

写真と一口にいっても、まったくの素人が撮影した日常的な写真から、プロの写真家が瞬間をとらえるために相当な日数を取材に費やし撮影する写真など、さまざまな物語が凝縮されている。しかし、写真が日常的であることと相まって、撮影のいきさつは完全に無視され、どの写真も一律に扱われ安易に利用されがちである。

残念なことに、写真コンテストの主催者でさえ、写真について、写真家の人格が発現した芸術であるという扱いをしていない場合がある。たとえば、写真コンテストを実施する場合の応募要項には、著作者人格権を行使しないという条件、それだけでなく著作権をも譲渡するという条件、応募された写真の著作権・著作者人格権はコンテスト主催者に帰属するという条件など、写真を芸術作品として扱うことなく、写真家に権利を行使させないための条件が付されることがある。そのうえでコンテストに応募した写真家は、そのような条件に同意したかのような状況が作られてしまう。著作権を譲渡するという条件があれば、主催者側は、些細な賞金を支払ってフリーに写真を利用することができる一方、写真家個人は著作権者でなくなるため、後日、当該写真を自分の写真集に掲載して使用した場合には、むしろ写真家側が著作権侵害になってしまう。著作者人格権を行使しないことを同意したならば、主催者側は写真を掲載するにあたって撮影者が誰かを示さなくてもよいし、改変することも自由である。

日本写真著作権協会では、フォトコンテストガイドラインを公表して、主催者側の啓蒙に努めている。しかし、このようなガイドラインで啓蒙に努めなければならないこと自体、疑問である。つまり、著作権法だけでは、著作者の保護には不十分ということである。そこで、この観点から、著作権法とその実務を検証してみた。

2 契約自由の原則の形式的適用

コンテスト主催者側が写真家に不利な条件を押し付ける要因は、著作者に対する主催者側の社会的・経済的優位性であり、それを是正する手段が著作権法に用意されていないことである。

著作権法にも契約に関する規定が存在するものの、極めて簡潔である。

すなわち、著作権譲渡に関して、著作権法は「著作権は、その全部又は一部を譲渡することができる。」(61条1項)、「著作権を譲渡する契約において、第27条又は第28条に規定する権利が譲渡の目的として特掲されていないときは、これらの権利は、譲渡した者に留保されたものと推定する。」(同条2項)と定める。後者の規定により、契約書において特別に譲渡の目的として記載しないかぎり、翻案権と二次的著作物の利用に関する原著作者の権利は著作者に留保されるという範囲で、著作者が保護されている。しかし、契約書に明記し、そのほか推定を覆すような事実があれば、ここで定める留保もできない。

ライセンス契約について、著作権法は「著作権者は、他人に対し、その著作物の利用を許諾することができる。」「前項の許諾を得た者は、その許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において、その許諾に係る著作物を利用することができる。」「第一項の許諾に係る著作物を利用する権利は、著作権者の承諾を得ない限り、譲渡することができない。」と定める(63条)。つまり、ライセンス契約については、利用者はライセンスで定めた利用方法と条件の範囲内でしか著作物を利用できないという極めて当たり前のことと、勝手に利用権を譲渡できないという範囲で、著作者の保護を定めているにすぎない。

我が国では、契約自由の原則に基づき、契約当事者は対等な立場で契約を締結するのが建前となっている。

一般に、立場の強い者が経済的・社会的に弱い立場にある個人の著作者に不利な契約条件を迫ったとしても、契約自由の原則の建前のもとでは有効な契約となってしまう。著作権法上の議論でなく、民法上の議論として、公序良俗違反や権利濫用などに該当する場合には、契約が無効になる場合がありうる。しかし、公序良俗違反や権利濫用に該当すると認定される場合は、例外である。そのため、著作者に不利でも、コンテスト主催者側が、あらかじめ条件を明示していれば有効と取り扱われてしまう。

裁判所も、利用の円滑を重視してか、利用者フレンドリーな判決を下すことがある。ひこにゃんのキャラクターを巡る事件(大阪高裁平成23年3月31日決定)では、契約書に上記61条2項の特掲がなかったが、推定を覆す事情があると判断し、著作者が翻案権をも譲渡したと認定している。

現在の著作権法の下では、ガイドラインの形で、写真家に対する契約上の衡平性を確保していく以外、方策がない。フランス著作権法を例にとると、著作者は社会的に弱い立場にあるという前提で、契約についてさまざまな規制が定められている。また、EU議会において今般承認されたデジタル単一市場における著作権指令においても、著作者保護の精神に基づき適正な報酬を確保するよう促す立法が各国に求められている。なお、著作権管理団体の力が強い場合のように、著作権市場においては必ずしも利用者が優位とは限らない点にも、注意が必要である。著作権契約における衡平性確保は、今後の課題として残されている。

3 著作者人格権の軽視

著作者には、著作権のほか、著作者人格権がある。このうち、公表権は著作物の公表をコントロールできる権利であり(18条)、氏名表示権は著作物に著作者名を表示または表示しないことを決定できる権利であり(19条)、同一性保持権は意に反して改変をされない権利(20条)である。改変を行わなくても著作者の名誉・声望を害する方法により著作物を利用した場合は、著作者人格権侵害とみなされる(113条6項)。著作者人格権は、一身専属権であり、譲渡できない(59条)。また、著作者の人格と結びついた権利なので、放棄もできないとされる。

しかし、放棄できないはずの人格権について、放棄の特約があったものと扱ったケース(東京地裁平成13年7月2日判決・宇宙戦艦ヤマト事件)があり、裁判所は放棄を有効と扱っているようである。また、契約自由の原則のもとでは、著作者からこれらの著作者人格権を行使しないことの同意をとることも可能である。

著作者人格権は、このように契約において換骨奪胎させられているのが実情である。しかし、著作者人格権

は、著作者の利益にのみ存在しているのではなく、公益的側面も認められるのではないか。つまり、氏名表示権がなければ、誰がこのような著作物を作ったのかという情報が正しく伝わらず、情報の受け手においても混乱が生じる。氏名表示権は、著作者が誰であるかという情報を正しく伝えるという公益上の意味も見いだされることは裁判例も認めている(知財高裁平成18年2月27日判決ジョン万次郎像事件)。同一性保持権がなければ、著作物が流通する途中で変更されても何も言えず、その結果、著作物が歪んだ形で伝えられてしまう。情報の受け手にとっても、著作物がその著作者がそのように発信したものであると正しく伝えられるべきであり、著作者人格権は、それを担保しているのではないか。

とりわけ、現代のデジタル社会・ネットワーク社会においては、著作者人格権はむしろ重要である。デジタル技術の発展により、写真や映像の改変も容易になり、その結果、アイドルコラージュ(アイコラ)による名誉毀損が問題となり、また、フェイクニュースにより世論が操作されるような事態も発生している。著作者人格権は個人の権利なので、これで社会的問題が抑えられるとは限らないが、すくなくとも、このような著作物の扱われ方に対する救済措置は、著作者に確保されるべきである。著作者人格権は、著作者に関する情報や著作者の意図した内容を確保する側面を有し、むしろ著作物のあるべき流通のために重要な権利といえる。

4 終わりに

写真を撮影するなどの創作行為は、個人によってしかなしえない。個人の著作者は、文化の発展やイノベーションの要である。とくに、デジタル社会・ネットワーク社会は、個人の写真家や個人のアーティストが活動する絶好の場を提供している。このような個人のアーティストが力を発揮するには、個人が適正に守られるような制度を指向する必要があるのではないか。

わが国の著作権法もこのような精神のもと、資本を投下する者の保護や著作物の利用の円滑だけでなく、個々の著作者が創造力を発揮できるような基盤となる改革が必要ではないかと感じている。

井奈波 朋子(いなば・ともこ)



弁護士・弁理士(1996年弁護士登録、2013年弁理士登録)
文化庁文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会、国際小委員会委員
日本弁護士連合会知的財産センター委員
【連絡先】龍村法律事務所
inaba@tatsumura-law.com